石川町高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画

（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

石川町

目 次

第1章　計画の策定にあたって……1
第1節　計画策定の背景と意義……1
第2節　計画の位置づけ……2
第3節　計画の期間……2
第4節　計画の策定体制……3
第2章　高齢者を取り巻く現状と課題……4
第1節　統計からみる高齢者の状況……4
第2節　アンケート調査結果からみる高齢者の現状……8
第3節　介護保険事業の状況……12
第4節　石川町の高齢者を取り巻く課題……13
第3章　計画の基本的方向……15
第1節　計画の基本理念……15
第2節　施策の方向性……16
第3節　目標指標……17
第4節　日常生活圏域の設定……18
第5節　施策の体系……19
第4章　高齢者施策の展開……20
施策の方向性1　地域共生社会の実現のために……20
施策の方向性2　住み慣れた地域で安心して暮らせるために……26
施策の方向性3　健康づくり・介護予防の推進のために……43
施策の方向性4　地域包括ケアの深化・推進のために……46
施策の方向性5　介護サービスの持続的な提供のために……51
第5章　介護保険事業の推進……53
第1節　居宅サービス……53
第2節　地域密着型介護（予防）サービス……61
第3節　施設サービス……65
第4節　地域支援事業費……66
第5節　市町村特別給付事業……67
第6節　給付費と保険料の設定……68

第6章　計画の推進 72
第1節　計画の推進体制及び進行管理 72
資料編 73
１　石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定委員会設置規則 73
２　石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定検討委員会設置要綱 75
３　石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定委員会名簿 76
４　策定経過 77

第1章　計画の策定にあたって

第1節　計画策定の背景と意義

平成 12 年４月に介護保険制度が導入されて以来、介護保険サービスは広く普及し、町民の生活を支える上で欠かせないものとなりました。一方で、高齢化の進行と介護ニーズの増加・多様化に伴い、介護給付費と介護保険料の上昇が続いています。また、介護保険制度の維持についても大きな課題となる中、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和７（2025）年を目途に、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が図られてきました。

第８期目となる本計画期間（令和３年度～令和５年度）においては、先の第７期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域の様々な主体と連携しながら、一層の取組みを進めていくことが求められています。

石川町においては、平成 30 年３月に「石川町高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画（平成 30 年度～令和２年度）」を策定し、「住み慣れた地域で、最期まで安心して暮らし続けられるまち」を高齢者保健福祉施策の基本理念に定め、計画の推進を図ってきました。

第８期の計画策定にあたっては、これまでの石川町の取組みの成果を検証し、国・県の動向や社会情勢の変化等に対応した介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、来る令和７年を視野に入れた地域包括ケアシステムの充実を図ることが重要です。また、現役世代が急減する令和 22（2040）年を見据えて、高齢者と家族を支援する仕組みづくりを進める必要があります。

このような状況を踏まえ、中長期的な視点から、石川町の高齢者保健福祉施策を総合的に推進することを目的に、「石川町高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」（以下「本計画」という）を策定します。

第2節　計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の８の規定に基づく「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」と介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

「石川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、全ての高齢者を対象に、高齢者の生きがいづくり、高齢者を地域で支える仕組みづくり、高齢者の社会参加、高齢者の住環境の整備、介護保険給付の対象サービス、地域支援事業、介護保険給付の対象外となる高齢者福祉サービスやその他の関連施策を位置づけます。

また、石川町第６次総合計画の「共に創る　幸せ実現のまち」を将来像とし、「第二次健康いしかわ２１計画」「石川町障がい者計画・第６期石川町障がい福祉計画・第２期石川町障がい児福祉計画」等との整合性を図り、地域の特性を活かした計画とします。

第3節　計画の期間

本計画は、令和３年度を初年度とし、令和５年度までの３年間を計画期間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

第4節　計画の策定体制

本計画は、介護保険被保険者、学識経験者、保健医療福祉関係者、介護サービス提供事業者、行政関係者等からなる「石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定委員会」並びに「石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定検討委員会」において検討を行いました。

また、策定にあたっては、65 歳以上の町民を対象に実施したアンケート調査や、パブリックコメントの実施等を通じ、ニーズの把握、意見の反映に努めました。

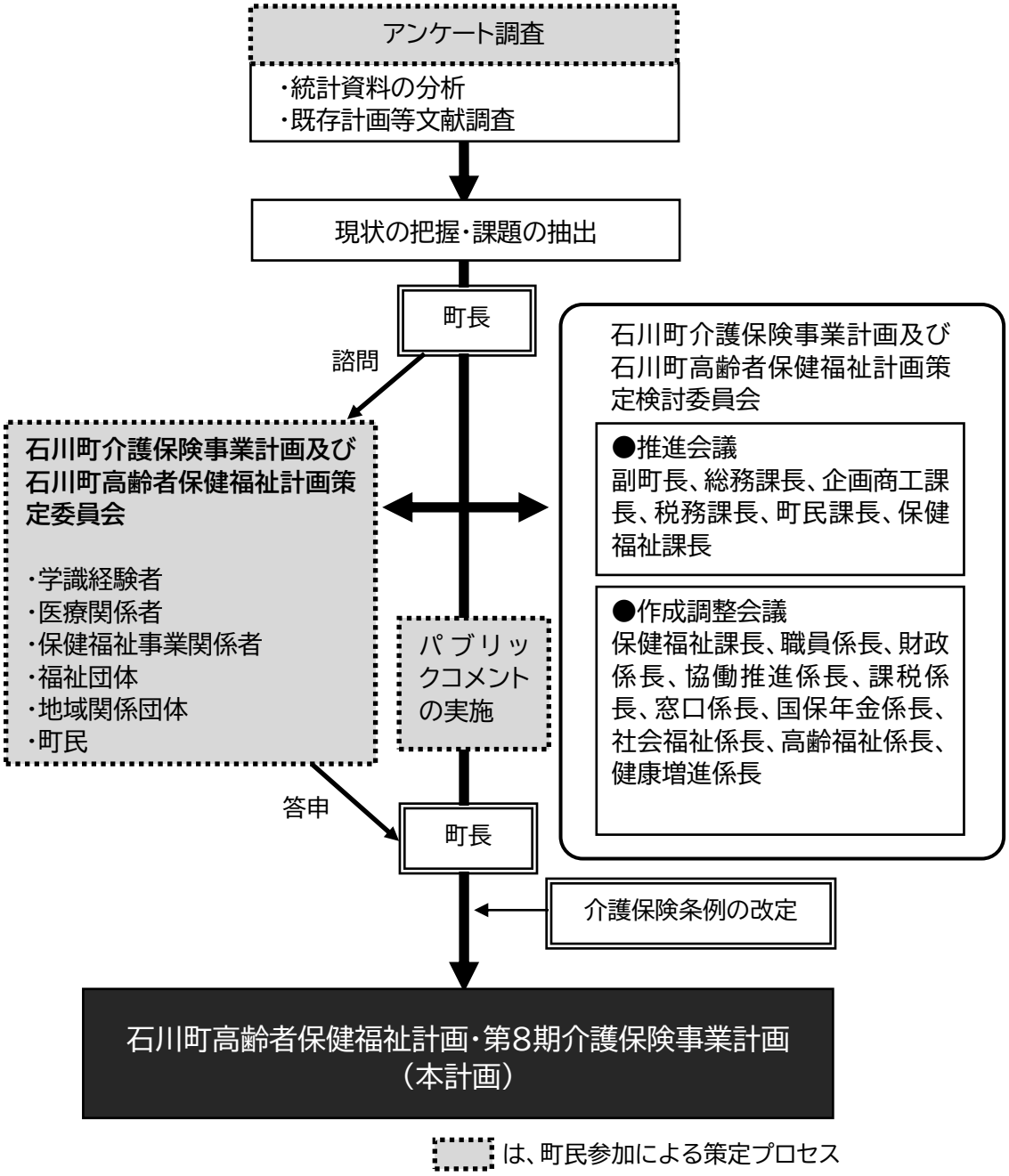

第2章　高齢者を取り巻く現状と課題

第1節　統計からみる高齢者の状況

1　人口・世帯の状況

(1)人口と高齢化率の推移・推計

総人口及び 15 歳未満、15～64 歳人口は、平成 28 年以降、令和 22（2040）年に向けて、一貫した減少傾向が見込まれます。

65 歳以上 74 歳以下の前期高齢者は、平成 28 年から令和３年に向けて増加傾向、その後令和 22 年に向けて減少傾向となると見込まれます。また 75 歳以上の後期高齢者は、平成 28 年から令和３年にかけて増減はありますが微減、その後令和 12 年に向けて微増傾向、そして令和 22 年に向けて再び減少傾向となることが見込まれます。

高齢化率は、平成 28 年の 33.0%から、令和 22 年には 47.8%となることが見込まれます。

■年齢区分別人口と高齢化率の推移・推計

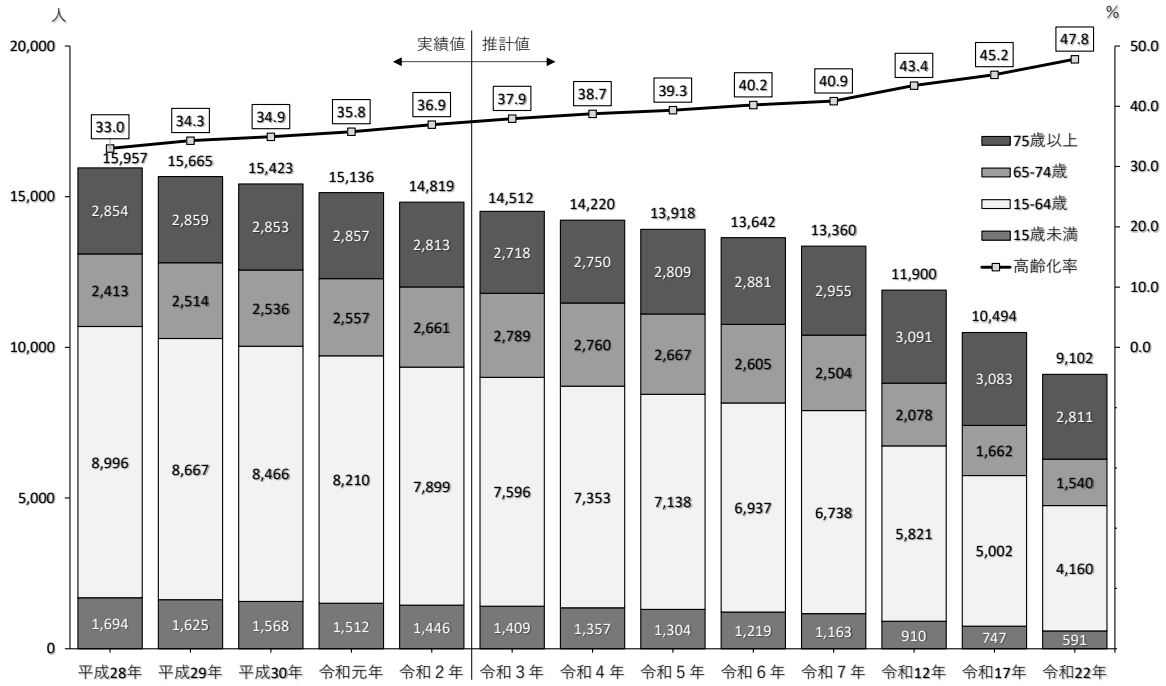

資料：住民基本台帳（各年 10 月１日現在）、令和３年以降は推計値

(2)世帯の推移

平成 12 年から平成 27 年にかけて、世帯総数は減少傾向にありますが、一方で高齢者単身世帯は倍増しており、同期間に割合は4.5%から9.6%へと5.1ポイント上昇しています。

■高齢者世帯数の推移

（世帯）	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
全世帯	5,411	5,483	5,370	5,244
うち高齢者単身世帯数	245	344	391	501
全世帯に占める高齢者単身世帯数の割合（%）	4.5	6.3	7.3	9.6

資料：国勢調査（各年 10 月1日現在）

(3)高齢者の就業状況の推移

平成 22 年から平成 27 年にかけて、65 歳以上の就業者数は、1,027 人から 1,241 人へと 214 人増加しています。産業別にみると、第３次産業の就業率が高くなっています。

■高齢者世帯数の推移

	平成 22 年		平成 27 年	
	（人）	（%）	（人）	（%）
第１次産業	463	45.1	492	39.6
第２次産業	153	14.9	235	18.9
第３次産業	411	40.0	514	41.4
合計／就業率	1,027	21.1	1,241	24.3

資料：国勢調査（各年 10 月1日現在）

2 被保険者数と要介護認定者数の状況

(1)認定者の推移･推計

平成 28 年から令和２年にかけて、第１号被保険者の認定者数は増加傾向となっています。

令和３年から令和７年に向けて、認定者数はほぼ横ばいですが、令和７年から令和 22 年にかけて認定率は増加が見込まれます。

■第１号被保険者　認定者数・認定率の推移・推計

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年
第１号被保険者(人)	5,220	5,268	5,358	5,386	5,407
後期高齢者（人）	2,872	2,846	2,848	2,847	2,853
前期高齢者（人）	2,348	2,422	2,510	2,539	2,554
認定者数（人）	876	880	938	910	948
認定率（%）	16.8	16.7	17.5	16.9	17.5

	令和３年	令和４年	令和５年	令和７年	令和 22 年
第１号被保険者(人)	5,507	5,510	5,476	5,459	4,351
後期高齢者（人）	2,718	2,750	2,809	2,955	2,811
前期高齢者（人）	2,789	2,760	2,667	2,504	1,540
認定者数（人）	908	912	900	901	879
認定率（%）	16.5	16.6	16.4	16.5	20.2

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）
令和３年以降は推計（保健福祉課）

(2)要介護度別認定者の推移･推計

第１号被保険者の要介護認定者数の総計については、平成 28 年から令和２年にかけて増減はありますが、増加傾向で推移しています。要介護度別では、要支援１及び要介護１が大きく増加しています。

令和３年から令和７年に向けては、いずれも横ばいで推移すると見込まれます。その後、令和 22 年に向けて横ばいまたは微減で推移すると見込まれます。

■第１号被保険者の要介護度別認定者数の推移・推計

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年
要支援１	35	27	52	46	78
要支援２	91	92	90	85	92
要介護１	153	153	158	175	200
要介護２	182	188	207	215	170
要介護３	147	174	171	166	126
要介護４	115	120	134	116	156
要介護５	153	126	126	107	126
合計	876	880	938	910	948

	令和３年	令和４年	令和５年	令和７年	令和 22 年
要支援１	40	41	39	40	39
要支援２	86	84	85	84	79
要介護１	168	166	167	165	165
要介護２	209	212	207	208	205
要介護３	172	174	171	171	164
要介護４	122	123	121	123	121
要介護５	111	112	110	110	106
合計	908	912	900	901	879

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）
令和３年以降は推計（保健福祉課）

第2節　アンケート調査結果からみる高齢者の現状

本計画の策定にあたり、町民の生活状況や、地域での活動について状況等を把握し、今後の高齢者福祉の具体的な施策を推進する際の基礎資料とするため「石川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。調査概要と主な調査結果は次の通りです。

1　調査概要

調査方法	調査対象	配付数	回答数	回答率
郵送配付・回収	石川町の 65 歳以上の町民の中から 2,000 人を無作為に抽出	1,999 件	1,481 件	74.1%

※小数点第２位を四捨五入しているため、合計が 100%にならないこともあります。

2　調査結果

（1）家族構成を教えてください

「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 32.6%、「息子・娘との２世帯」30.5%、「１人暮らし」が 9.0%、「夫婦２人暮らし（配偶者 64 歳以下）」が 4.3%と続きます。

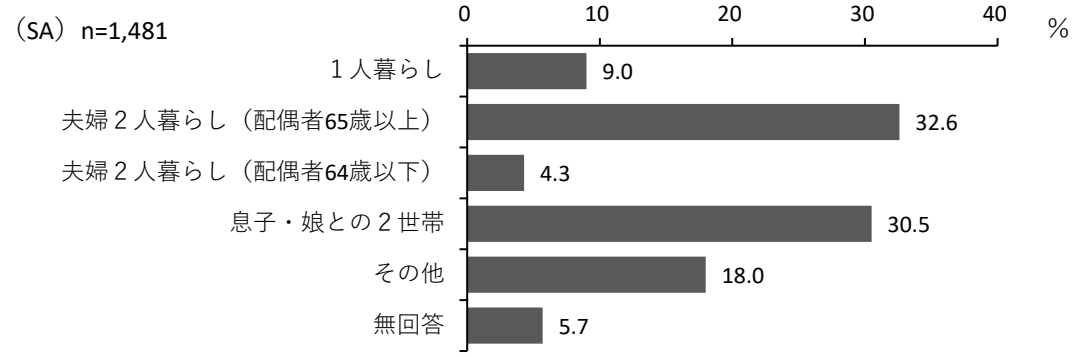

（2）主にどなたの介護、介助を受けていますか

「配偶者（夫・妻）」が 32.0%と多く、「息子」が 28.0%、「娘」が 14.0%、「介護サービスのヘルパー」が 12.0%と続きます。

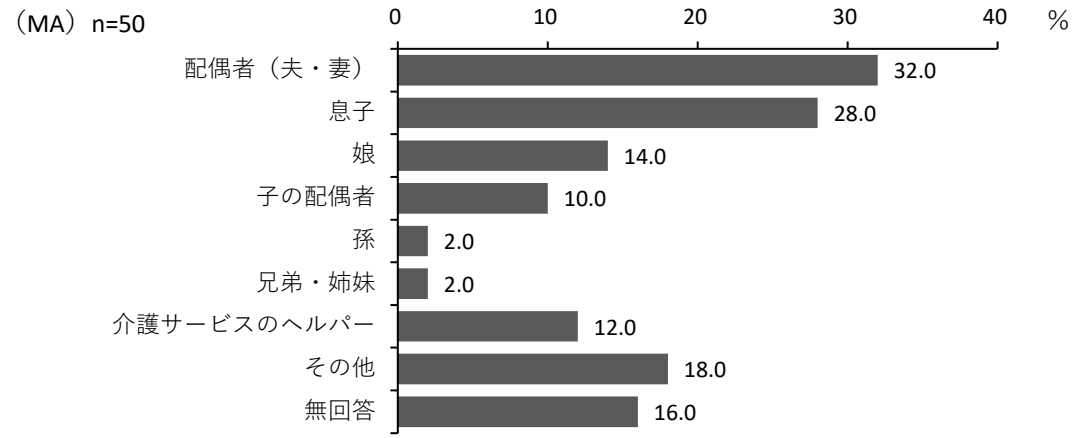

（３）現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

「やや苦しい」が 15.9%、「大変苦しい」が 6.8%と続きます。

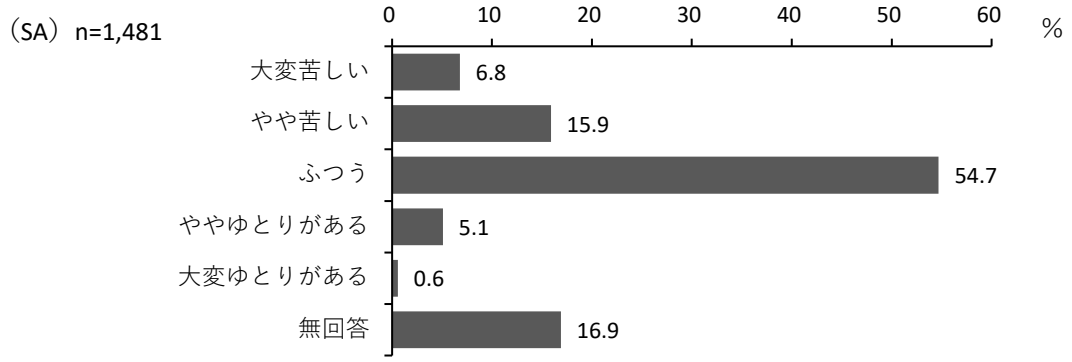

（４）過去１年間に転んだ経験がありますか／転倒に対する不安は大きいですか

過去１年間に転んだ経験は「１度ある」が 19.0%、「何度もある」が 8.0%となっています。

転倒に対する不安は「とても不安である」が 11.5%、「やや不安である」が 35.4%となっています。

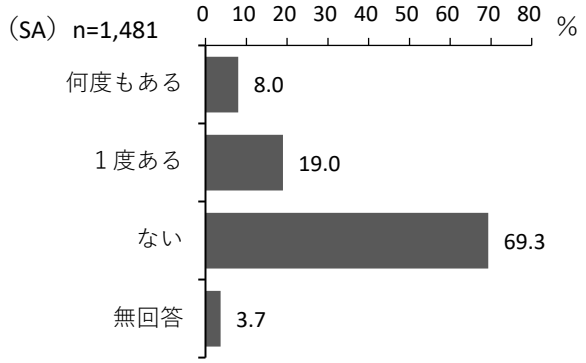

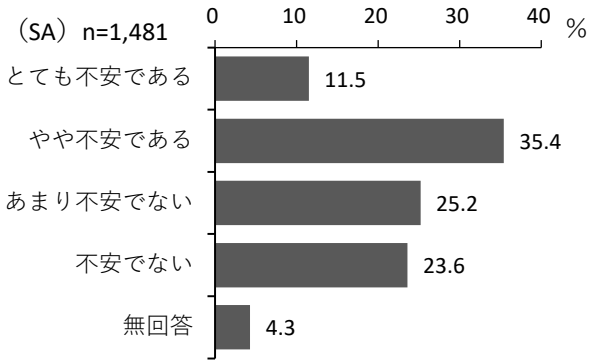

（５）外出を控えていますか／外出を控えている理由は、次のどれですか

外出を控えているかは「はい」が 19.6%となっています。

外出を控えている理由は「足腰などの痛み」が 40.9%と多く、「交通手段がない」17.2%、「外での楽しみがない」13.7%と続きます。

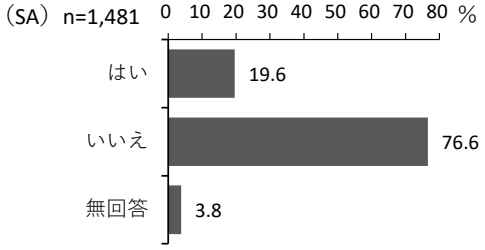

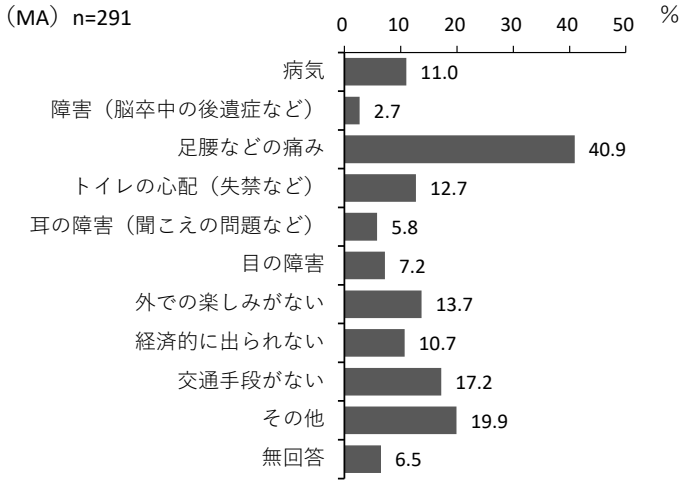

（6）物忘れが多いと感じますか

「はい」が 45.6%となっています。

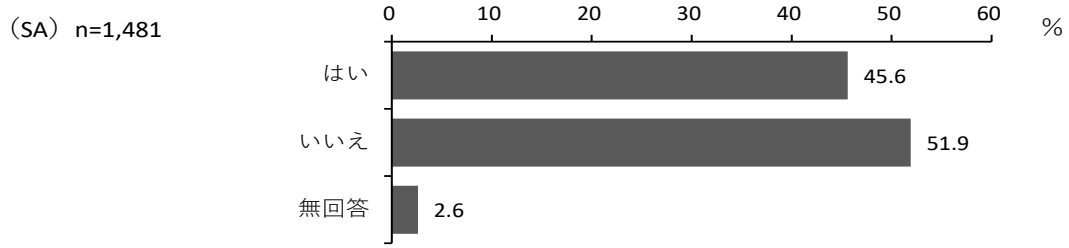

（7）趣味はありますか／生きがいはありますか

趣味は「思いつかない」が 20.3%、生きがいは「思いつかない」が 24.5%となっています。

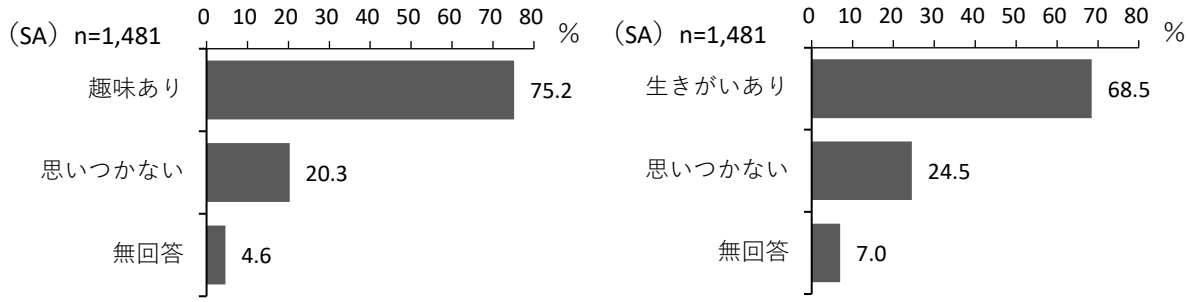

（8）健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加してみたいと思いますか

「是非参加したい」が 7.0%、「参加してもよい」が 39.8%となっています。

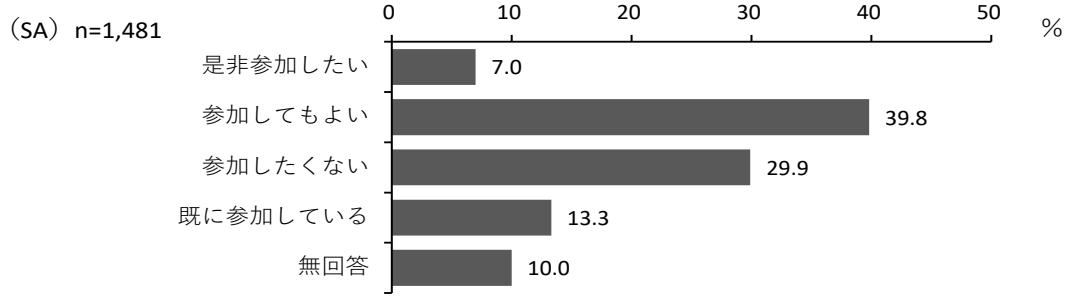

（9）家族や友人･知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください

「医師・歯科医師・看護師」が 34.1%と多く、「そのような人はいない」が 25.6%、「社会福祉協議会・民生委員」が 17.8%、「地域包括支援センター・役場」が 15.0%と続きます。

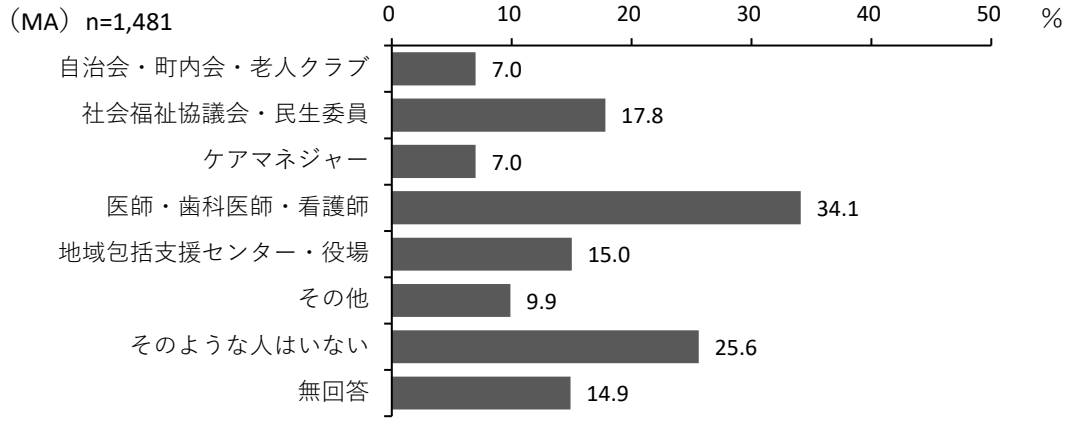

（１０）現在治療中、または後遺症のある病気はありますか

「高血圧」が 44.7%と多く、「目の病気」が 15.0%、「糖尿病」が 14.2%、「心臓病」が 12.2%と続きます。また、「ない」は 13.1%となっています。

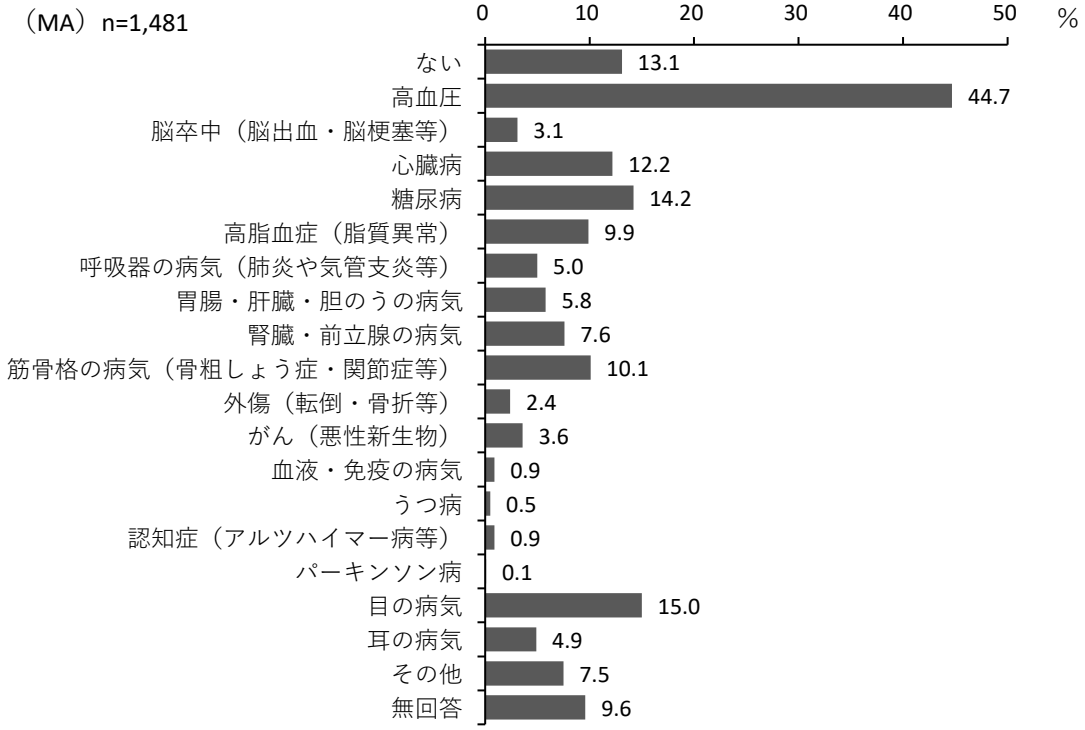

（１１）認知症に関する相談窓口を知っていますか

「はい」が 28.4%、「いいえ」が 43.8%となっています。

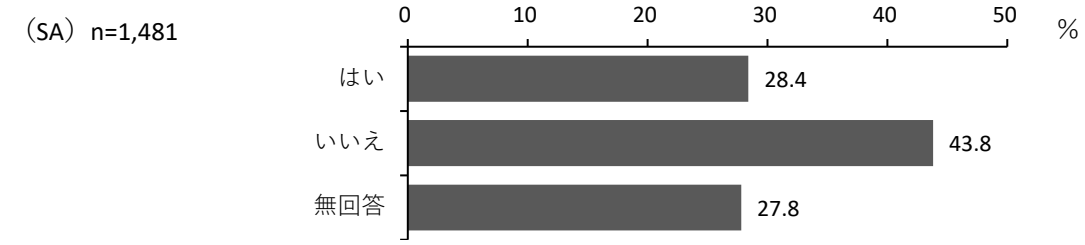

（１２）人生の最期をどこで迎えたいですか

「自宅」が 72.0%と多く、「病院」が 10.9%、「施設」が 7.6%と続きます。

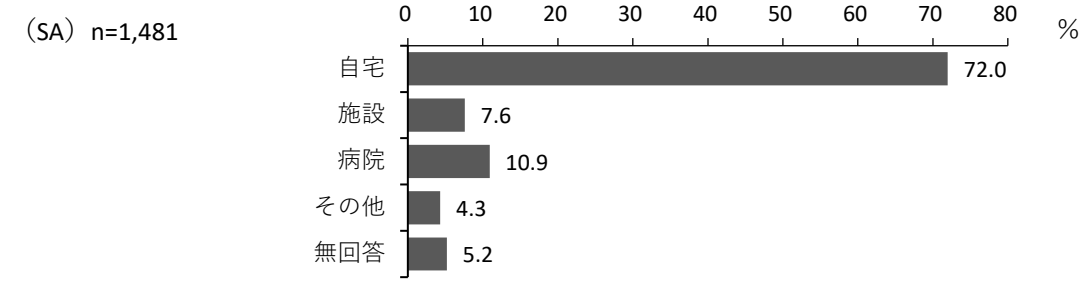

第3節　介護保険事業の状況

第７期計画期間中の、サービス別給付費は次のとおりです。

１．介護予防サービス　　単位：千円　　単位：％

	第７期実績値		令和元年度	実績値/計画値
	平成30年度	令和元年度	計画値	
（１）介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	—
介護予防訪問看護	701	282	2,244	12.6
介護予防訪問リハビリテーション	44	0	215	0.0
介護予防居宅療養管理指導	132	142	63	225.9
介護予防通所リハビリテーション	3,600	3,901	2,164	180.3
介護予防短期入所生活介護	1,045	101	811	12.5
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	850	0.0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	—	—
介護予防福祉用具貸与	4,040	3,146	3,006	104.7
特定介護予防福祉用具購入費	379	338	308	109.7
介護予防住宅改修	1,580	1,237	1,950	63.4
介護予防特定施設入居者生活介護	337	954	0	—
（２）地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	103	1,846	0	—
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	—
（３）介護予防支援	2,627	2,251	1,675	134.4
合計	14,589	14,199	13,286	106.9

２．介護サービス

	第７期実績値		令和元年度	実績値/計画値
	平成30年度	令和元年度	計画値	
（１）居宅サービス				
訪問介護	49,580	47,261	54,469	86.8
訪問入浴介護	5,445	5,140	8,660	59.3
訪問看護	19,586	19,019	23,681	80.3
訪問リハビリテーション	1,168	1,511	540	279.9
居宅療養管理指導	3,381	3,206	3,193	100.4
通所介護	224,134	221,137	257,756	85.8
通所リハビリテーション	22,707	21,409	29,409	72.8
短期入所生活介護	95,351	107,340	94,346	113.8
短期入所療養介護（老健）	34,719	33,633	70,421	47.8
短期入所療養介護（病院等）	0	0	1,150	0.0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	—	—
福祉用具貸与	42,191	39,004	43,422	89.8
特定福祉用具購入費	1,620	1,557	1,683	92.5
住宅改修費	4,415	3,935	5,468	72.0
特定施設入居者生活介護	2,415	7,686	1,880	408.8
（２）地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,639	4,571	3,657	125.0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	—
地域密着型通所介護	67,191	68,656	95,448	71.9
認知症対応型通所介護	0	0	0	—
小規模多機能型居宅介護	50,358	44,430	80,807	55.0
認知症対応型共同生活介護	48,218	46,433	50,318	92.3
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	—
看護小規模多機能型居宅介護	783	1,477	11,555	12.8
（３）施設サービス				
介護老人福祉施設	376,225	374,725	365,933	102.4
介護老人保健施設	282,893	265,828	275,397	96.5
介護医療院	0	0	9,060	—
介護療養型医療施設	18,777	28,340		
（４）居宅介護支援	75,161	77,096	76,397	100.9
合計	1,429,956	1,423,392	1,564,650	91.0

３．総給付費

	第７期実績値		令和元年度	実績値/計画値
	平成30年度	令和元年度	計画値	
介護給付費＋予防給付費（合計）	1,444,545	1,437,591	1,577,936	91.1

※小数点第１位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

第4節　石川町の高齢者を取り巻く課題

1　地域共生社会の実現に向けて

本町の高齢化率は、平成 28 年の 33.0%から、令和２年の 36.9%へと、高齢化が着実に進んでおり、今後もさらなる人口減少と高齢化率の上昇が見込まれます。

現役で活躍できる高齢者が増えるなか、65 歳を超えても就労や地域活動など、社会参加を積極的に行うことで、高齢者にも地域の「支え手」として活躍いただくことが期待されています。

また、障がいの有無等に関わりなく、誰もが状況に応じた社会参加を可能とする地域共生社会の実現に向けた取組みが重要です。

高齢者や障がい者が、それぞれの能力や意欲を十分に発揮し、就労や地域活動など、様々な場面で活躍できる場や機会を充実させていくことが課題です。

2　住み慣れた地域での安心した暮らしに向けて

高齢化が進む中、平成 12 年から平成 27 年にかけて、全世帯に占める高齢者単身世帯数が 2.1 倍に増加するなど、今後も日常生活上の支援や見守りを要する世帯の増加が見込まれます。

また、平均寿命の延伸に伴い、高齢者の多くに、何等かの疾病がみられます。特に認知症なども、今後全国的に増加が見込まれることから、高齢者の安全確保とともに、権利擁護の取組みをさらに推進することが求められます。

さらには、「病院等に関する検討委員会報告書」（令和２年２月）では、今後整備を図る必要がある医療体制として、介護医療院の開設支援や在宅医療の充実が挙げられています。アンケート調査でも、人生の最期を自宅で過ごしたいとの希望が高く、一方で経済的な不安をかかえる高齢者が少なくないことから、今後も可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、在宅医療・介護の連携体制づくりを図るとともに、本人及び家族の不安や負担を軽減するための支援を充実させていくことが課題です。

3　健康づくり･介護予防の推進に向けて

本町では、健康づくりの意識向上を図るため、運動習慣のない方を対象とした運動のきっかけづくりをはじめ、各地域で健康づくり活動を展開しています。一方、本町では生活習慣に起因する疾病の割合が高くなっています。

また、身体機能が低下することで、外出の意欲も減少し、閉じこもりや孤立から介護が必要となるケースが多くみられます。身体機能の低下を予防するために、高齢者運動教室や地

域サロンなどを周知し、一層の参加を促すことが重要です。

今後は、生活習慣の改善に向けた運動機会の充実や、疾病の早期発見・早期対応など、健康づくり、介護予防に向けた取組みの充実が必要です。

4 地域包括ケアの深化･推進に向けて

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制の構築にあたっては、各分野の関係機関や事業所等とともに、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する「地域包括支援センター」の役割が重要となります。

地域包括支援センターは、高齢者自身だけでなく、家族や事業所、関係機関、行政をつなぎ、円滑な支援やサービス提供が行われるよう、連携の核となっています。

今後も、地域包括支援センターの役割を十分に発揮できるよう、機能強化に向けた取組みを推進することが求められます。

また、介護サービスへのニーズが高まる中、高齢者を支える福祉人材の確保が大きな課題となっています。介護従事者がやりがいと誇りをもって就労できる環境づくりに向けた取組みを支援していくことが重要です。

5 介護サービスの持続的な提供に向けて

介護保険制度を維持する上で、制度の健全な運営が不可欠です。介護認定の適正化をはじめ、介護サービスが適切に利用されているかを様々な視点から点検・改善していくことが重要です。

また、必要に応じて、事業所への指導・監査の実施や、サービス提供に対する苦情相談に適切に対応していくことが求められます。

第3章　計画の基本的方向

第1節　計画の基本理念

本町では、石川町第６次総合計画において「共に創る　幸せ実現のまち」を新たな将来像に掲げ、施策を展開しています。

第８期介護保険事業計画においては、第６次総合計画を踏まえるとともに、住民力・地域力を重視する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた施策の展開を目指し、次のとおり計画推進のための基本理念を定めます。

■基本理念

誰もが住み慣れた地域で、共に
安心して暮らし続けられるまち

第2節　施策の方向性

施策の方向性1　地域共生社会の実現のために

誰もが楽しみや生きがいを持ち、つながりを感じながら安心してその人らしい生活を送ることができる地域づくりを目指します。

施策の方向性2　住み慣れた地域で安心して暮らせるために

医療・保険・福祉・介護に関わる人と地域住民の絆を活かし、お互いを尊重しながら、誰もが住み慣れた地域で安心安全に暮らせる社会を目指します。

施策の方向性3　健康づくり･介護予防の推進のために

健康寿命を延伸し、高齢期に活力ある生活が送れるよう、身近な地域での主体的な健康づくりと介護予防の推進を図ります。

施策の方向性4　地域包括ケアの深化･推進のために

地域の自主性や主体性を踏まえながら、関係機関等と連携し、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

施策の方向性5　介護サービスの持続的な提供のために

サービスの質の向上と介護保険制度の持続に向けて、給付の適正化と事業所等への支援を図ります。

第3節　目標指標

高齢者が地域で自立して日常生活を送るには、健康づくりが重要です。また、介護・介助が必要となった際にも、状態悪化の予防・軽減を図る上で、一人ひとりの取組みとともに、家族をはじめとする地域ぐるみの見守り・支援が重要となります。

また、介護・介助を支える介護保険制度の維持に向けて、サービスについての理解や適正な利用が不可欠です。

本計画においては、上記の視点を踏まえ、目標指標として次のものを設定し、継続的な点検・評価を実施していきます。

■目標指標

健康づくり・介護予防の推進

目標指標	年度		
	令和３	令和４	令和５
特定健康診査受診率	46%	48%	50%
地域サロンへの参加者の増加	700 人	700 人	700 人
フレイル予防支援者数	300 人	350 人	400 人
糖尿病性腎症予防支援数	50 人	50 人	50 人

給付の適正化、事業者への指導・監査、苦情相談体制の整備

目標指標	年度		
	令和３	令和４	令和５
認定調査票の点検	全件	全件	全件
ケアプランの点検	５件	５件	５件
住宅改修等の点検	10 件	10 件	10 件
介護給付費実績データの突合点検	全件	全件	全件
事業所への指導・監査	３件	３件	３件
苦情相談の実施	全件	全件	全件

第4節　日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を勘案し、設定するものです。

石川町においては、これまで町全域を１つの日常生活圏域と定め、地域包括支援センターを中心に、きめ細やかなサービスの向上と機能強化を図ってきました。

本計画においても、引続き町全域を１つの圏域とし、地域住民、関係機関・団体等とともに地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

第5節　施策の体系

施策の方向性1　地域共生社会の実現のために	
1　地域で見守り合える体制の推進	（1）社会参加につながる地域での取組みの推進
	（2）地域福祉ネットワークの充実
	（3）障がい者との共生社会実現に向けた取組み
	（4）意識の醸成
施策の方向性2　住み慣れた地域で安心して暮らせるために	
1　認知症になっても安心してともに暮らし続けられるための支援の推進	（1）医療と介護の連携の充実
	（2）認知症理解のための普及・啓発
	（3）認知症の人の介護者の支援
	（4）若年性認知症の人への支援
2　一人ひとりの地域での暮らしを支える体制の推進	（1）介護予防・生活支援サービス事業の基盤整備の推進
	（2）在宅生活を継続するための支援の充実
	（3）見守りの充実
	（4）介護者への支援の充実
	（5）在宅医療と介護の連携推進
	（6）住まいの整備
3　権利擁護の推進	（1）成年後見制度の利用促進
	（2）高齢者虐待防止対策の強化
	（3）高齢者の消費者被害の防止
4　災害時支援体制の整備	（1）平時における災害への備え
	（2）災害時における速やかな支援
施策の方向性3　健康づくり･介護予防の推進のために	
1　健康寿命延伸に向けた取組みの推進	（1）健康づくりの推進
	（2）自立支援・重度化防止の推進
施策の方向性4　地域包括ケアの深化･推進のために	
1　地域包括支援センターの基盤整備	（1）地域包括支援センターの機能強化
	（2）地域ケア会議の充実
2　福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援	
施策の方向性5　介護サービスの持続的な提供のために	
1　介護保険事業の推進	（1）給付の適正化
	（2）事業者への指導・監査の強化
	（3）苦情相談体制の整備

第4章　高齢者施策の展開

施策の方向性1　地域共生社会の実現のために

1　地域で見守り合える体制の推進

独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、地域における安否確認や見守り機能の充実が求められています。

地域で活動する各種団体や機関等と連携し、また各地域の福祉ネットワークを活用しながら、地域の住民同士のつながりを強め、困っている人を見落とさない、誰もが安心して暮らし続けられる力ある地域づくりを進めます。

また、障がい者との共生社会実現に向けた取組みを進めるとともに、高齢者福祉の充実や共生社会実現に向けた意識の啓発や各種ボランティア活動の促進を図ります。

(1)社会参加につながる地域での取組みの推進

事業名	**①各地区サロン交流会（等）の開催**
区分	継続　拡充　新規
概要	「高齢者が子どもたちの先生となり役割を持つ」「子どもたちが高齢者の元気の源になる」等多世代交流を軸とした積極的な事業展開を行い、高齢者の活躍の場や生きがいを感じられる場を創出していきます。 また、各地区サロン交流会などを開催し、共生社会実現に向けて幅広い事業展開を目指します。

事業名	**②老人クラブへの活動支援**
区分	継続　拡充　新規
概要	老人クラブは、高齢者が日常生活の場である地域社会を基盤として、活動する自主的な組織です。その活動は、組織の特性である「自主性」「地域性」「共同性」を基本とし、地域社会の一員として、明るい長寿社会づくりを目指しています。仲間づくりを通した生きがいや健康づくりなど、生活を豊かにする活動、知識や経験を活かし、若い世代と協力しながら地域を豊かにする活動に取り組んでいますが、会員数の減少が続いています。 今後は継続化に向けた検討を行うとともに、男性の会員率が高い状況から、男性の活動する場のひとつとしてその重要性についての情報発信や、会員相互の交流とクラブの活性化に向けた取組みを支援します。

事業名	**③シルバー人材センター等への就労支援**
区分	継続　拡充　新規
概要	豊かな経験や能力を持つ高齢者の活躍の場として、シルバー人材センターがあります。 登録者が減少傾向であることから、自主運営体制の強化を図るとともに、登録方法を改善するなどで新規入会を促進し、一人ひとりが長年培ってきた専門的な技術や技能を活かした就業機会の提供ができるよう支援します。

（2）地域福祉ネットワークの充実

事業名	**①地域住民の福祉ネットワーク活動支援**
区分	継続　拡充　新規
概要	独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、地域における安否確認や見守り機能の充実が求められています。地域の住民同士のつながりを強め、困っている人を見落とさない、誰もが安心して暮らし続けられる力ある地域づくりを進めます。 身近な住民同士が、相互に気にかけ合い・見守り合い・支え合う意識を高め、異変の早期発見や関係機関への連絡ができるよう、各地区の福祉ネットワーク活動を支援します。

事業名	**②地域福祉ネットワーク関係機関合同会議の開催**
区分	継続　拡充　新規
概要	地域福祉ネットワーク関係機関合同会議を開催し、各種関係機関が、相談や通報に迅速かつ的確に対応できるよう連携を強化します。

事業名	**③地域福祉ネットワーク（研修会等）の開催**
区分	継続　拡充　新規
概要	地域福祉ネットワーク（研修会等）を継続的に開催し、より多くの住民及び関係者に、地域福祉ネットワークの意義や重要性を広げ、活動の更なる推進を図ります。

（3）障がい者との共生社会実現に向けた取組み

事業名	**①共生型サービス事業所への指定変更の働きかけ**
区分	継続　拡充　新規
概要	平成 30 年度から、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供できる「共生型サービス」が創設されています。 高齢者と障がい者が、サービスを受けやすくするために、共生型サービス事業所の普及に努めます。

事業名	**②相談支援専門員とケアマネージャーとの連携支援**
区分	継続　拡充　新規
概要	障がい者の高齢化や親無き後の問題が全国的に課題となっており、障がい者への生活支援や各種サービスの提供については、相談支援専門員とケアマネージャーとの連携がこれまで以上に重要であることから、継続的な支援に努めます。

（4）意識の醸成

①町民への情報発信

事業名	**①ホームページ等を活用した計画内容の周知**
区分	継続　拡充　新規
概要	介護保険サービス利用者をはじめ、全町民に対して、介護給付等対象サービスの適切な利用及び提供を促進するため、介護保険制度に関するパンフレットの作成やホームページからの情報発信等の充実を図ります。

事業名	**②利用者のニーズに対応したサービスの周知**
区分	継続　拡充　新規
概要	介護サービス事業者に対して、利用者のニーズや事業評価について的確に伝え、サービスの質の向上を継続して促進します。

事業名	**③高齢者福祉の意識の醸成**
区分	継続　拡充　新規
概要	介護保険制度の円滑な運営を目指し、各種講座や会議等において適正な介護保険の利用を呼びかけ、持続可能な介護保険制度の普及啓発に努めます。

②各種ボランティア活動の推進

事業名	**①ボランティアポイント制の活用**
区分	継続　拡充　新規
概要	健康づくりのきっかけともなることから、ボランティア活動に対しボランティアポイントを交付します。地域に貢献する喜びを味わいながら、生きがいづくりができるよう広報活動の充実と活動の支援を行います。

事業名	**②ボランティアの活動の推進**
区分	継続　拡充　新規
概要	町内の高校生による雪かきボランティア活動や傾聴ボランティア活動が行われています。事前に町社会福祉協議会へ利用登録を行い、雪降ろしや傾聴のサービスを提供しています。 今後は、社会福祉協議会と連携を図りながら、サービス内容を検討し、ボランティア活動を推進していきます。

施策の方向性2　住み慣れた地域で安心して暮らせるために

1　認知症になっても安心してともに暮らし続けられるための支援の推進

認知症の人が、状態に応じた適切な医療や介護サービスを受け、その人が持つ力を最大限に発揮しながら、地域社会の中でなじみの暮らしや関係を継続できるよう、相談体制、医療・介護、その他の地域資源の連携強化と充実を図ります。

また、認知症の理解の普及・啓発に向けた取組みを推進するとともに、介護者や若年性認知症の人への支援を図ります。

(1)医療と介護の連携の充実

事業名	**①認知症地域支援推進員の配置**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族等への相談支援や、医療機関・介護サービス及び地域の支援機関の連携を継続して促進します。

事業名	**②認知症初期集中支援チーム（早期診断・早期対応のための体制）**
区分	継続　拡充　新規
概要	医療・介護の専門職により構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症の疑いのある人や介入が困難なケースなどに、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援など、初期の支援を集中的に行い自立生活をサポートします。

事業名	**③認知症対応力向上研修（認知症ケア向上推進事業）**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症の人に関わる全ての関係者が、本人主体の医療・介護の原則を理解し、質の高い支援を提供できるよう、認知症対応力向上研修を実施します。

（2）認知症理解のための普及・啓発

事業名	**①認知症サポーター養成講座**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症になってもなじみの関係を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域住民の認知症への理解を促し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援できる地域づくりを進めます。 子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、認知症の基礎知識や地域での見守り・支援の重要性を普及する「認知症サポーター養成講座」を実施します。また、認知症の人に関わる機会がある商店や企業・団体への呼びかけを継続し、より実践性の高い講座の実施に努めます。今後は、引き続き認知症サポーター数を増やすとともに、スキルアップ研修への取組みも検討します。

事業名	**②認知症ケアパスの普及**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症の基礎知識や、状態に応じた医療や介護サービス、地域資源の利用などの流れを示した「認知症ケアパス」が、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、必要な支援が切れ目なく提供されるよう、その活用を促進します。

（3）認知症の人の介護者の支援

事業名	**①啓発・相談窓口の周知**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症の人の家族が、早期に気軽に相談できるよう、広報等による早期相談の必要性や相談窓口の周知を図ります。

事業名	**②認知症の人の介護者交流事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症の人の介護者への支援は、認知症の人の生活の質の改善を図る意味でも大変重要です。介護者の交流会を開催し、介護者同士の交流や認知症についての学びを通して、介護者の心身の負担軽減を図り、在宅介護の継続を支援します。

事業名	**③認知症カフェの運営**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症の人やその家族、地域住民等が気軽に集まり交流できる場として設置された認知症カフェでは、認知症の人や介護者が、地域の人や専門職と情報交換や相談ができ、相互理解や介護者支援の場としての機能を高めていけるよう、効果的な運営に努めます。また、認知症カフェの設置数を増やすための検討も進めます。

事業名	**④認知症ボランティアの育成**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症ボランティアの養成を継続し、認知症の人の見守り・活動支援の充実を図ります。 現在の認知症カフェ・介護施設での活動から、更に支援の機会や範囲を広げ、介護者や介護スタッフの負担軽減にも貢献できるよう、その活動を支援します。

(4)若年性認知症の人への支援

事業名	**①実態把握の検討**
区分	継続　拡充　新規
概要	多職種と連携を図りながら、若年性認知症の方の実態把握に努めるとともに、就労や居場所づくり等、様々な分野にわたる支援を総合的に講じていくための検討を進めます。

事業名	**②関係機関との連携・支援体制づくり**
区分	継続　拡充　新規
概要	医療と介護の連携に加え、就労継続や社会参加等、障がい者施策との整合性をとりながら、その特性に配慮した支援体制の検討を進めます。

2　一人ひとりの地域での暮らしを支える体制の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防、生活支援、見守り、介護者支援、医療介護、住まいなど、地域の様々な支え手が有機的に連携し、サポートする体制づくりを推進します。

(1)介護予防・生活支援サービス事業の基盤整備の推進

事業名	**①生活支援コーディネーターの配置事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるような体制づくりに向けて、地域の実状に合わせ、生活支援コーディネーターの配置や人材育成を継続的に取り組みます。

事業名	**②協議体の設置及び運営事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有を行うとともに、連携強化の中核となる協議体を設置し、生活支援に向けたネットワークの強化を図ります。

(2)在宅生活を継続するための支援の充実

事業名	**①自立継続サポート事業（軽度生活援助事業）**
区分	継続　拡充　新規
概要	生活に手助けを必要とするひとり暮らし高齢者などの、要介護状態への進行を防止し、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るための支援を目的に、シルバー人材センター並びにヘルパーステーションと連携を図り、ニーズに沿ったより利便性の高いサービスを提供していきます。

事業名	**②老人日常生活用具給付事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	ひとり暮らしの高齢者などを対象に、火災の発生防止を目的とした電磁調理器・火災警報器等の給付を必要な人が適切に利用できるよう、引き続き支援していきます。

事業名	**③社会福祉法人による利用者負担軽減事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	生計が困難である低所得者の負担を抑制することを目的に、社会福祉法人（石川福祉会と石川町社会福祉協議会）の負担軽減事業について、周知に努めるとともに、今後も適正な活用を推進していきます。

事業名	**④高齢者の外出支援サービスの検討**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者の免許返納による「生活の足の確保」は、意欲低下により生きがいを喪失し、閉じこもり、認知機能低下の進行のきっかけにもなりやすい傾向があることから、令和２年度に高齢者タクシー料金助成事業実証実験を実施しました。今後は、実証実験の結果を踏まえて、高齢者の外出支援に努めます。

(3)見守りの充実

事業名	**①独居高齢者等の見守り**
区分	継続　拡充　新規
概要	独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、地域における声かけや見守り、緊急時における迅速な対応が求められています。 石川町在宅介護支援センターさくら荘の職員が、ひとり暮らし高齢者を戸別訪問し、安否確認や困りごとの相談に対応する等の見守り活動を行っています。今後も、在宅介護支援センターや民生委員、関係機関との連携を図り、困りごとの早期発見・早期対応に努めるとともに、近隣住民による見守り・声かけ機能の向上のため、地域福祉ネットワーク活動を推進します。

事業名	**②緊急通報システム運営事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	ひとり暮らし高齢者や障がい者の、急病や事故等の緊急事態の対応及び日常生活やひとり暮らしの不安軽減のため、緊急通報システム設置の助成を継続します。

事業名	**③緊急連絡カードの整備**
区分	継続　拡充　新規
概要	緊急時の連絡や迅速かつ的確な対応を可能にするため、緊急連絡カードを整備し、有効に活用されるよう関係者間での共有を図ります。

事業名	**④関係機関との連携強化**
区分	継続　拡充　新規
概要	警察や消防との情報共有・連携を強化し、高齢者の生活の安心と安全の確保に努めます。

(4)介護者への支援の充実

事業名	**①家族介護教室**
区分	継続　拡充　新規
概要	子どもから高齢者まで広い年齢層を対象に、老いや介護について考え、家族や地域のつながり、支え合いについて学び合う機会を提供します。

事業名	**②介護者交流事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	在宅で実際に介護に携わっている方々を対象に、介護者同士が介護の大変さややりがいを共有し、在宅介護が継続できることを目的に介護者交流事業を行います。 今後も、関係者との協働により、介護に関する学習や情報提供の機会を設け、介護者の不安と負担感の軽減を図り、安心して在宅介護が継続できるよう支援の充実を図ります。

事業名	**③介護相談員介護者訪問事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	介護相談員の介護者訪問により、在宅介護の現状や課題を把握し、介護者が安心して介護の苦労や悩みを表出できる機会を設けます。

事業名	**④介護離職者の支援体制の整備**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢化が進む中、介護を必要とする人が増加したことに伴い、介護離職が課題になっています。介護支援専門員等との連携を図り、現状を把握し、介護離職を防ぐための支援のあり方や体制整備について検討を進めます。

（5）在宅医療と介護の連携推進

事業名	**①医療・介護関係者からの連携に関する相談対応**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを続けるには、医療・介護に携わる多職種が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であることから、医師会等と連携しながら地域の関係機関・関係者の連携体制の構築を推進します。 また、相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者等からの相談・調整支援を行います。

事業名	**②医療・介護関係者の情報共有**
区分	継続　拡充　新規
概要	県中医療圏退院調整ルールの活用状況の把握や周知に努め、医療・介護関係者間での速やかな情報共有を促進します。

事業名	**③在宅医療・介護連携多職種会議・研修**
区分	継続　拡充　新規
概要	在宅医療・介護連携の課題抽出や対応策の検討、意見や情報交換のため、医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護事業所・地域包括支援センター・行政等の関係者が一堂に会する連携多職種会議を実施します。 また、在宅医療と介護の充実や多職種連携に必要な研修会を開催し、地域の医療・介護力の向上に努めます。

事業名	**④地域住民への普及啓発**
区分	継続　拡充　新規
概要	郡医師会と協働で、定期的に住民対象のシンポジウムを開催し、在宅療養や在宅看取りについて考える機会を継続して提供します。 また、地域における講話や座談会等を通して、住民の在宅医療や介護への理解を促進していきます。

（6）住まいの整備

事業名	**①養護老人ホームの運営体制見直し**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る目的で設置されている養護老人ホームについては、入所者の減少や施設の老朽化などが課題となっていることから、町営の施設を廃止し、県内の養護老人ホームの利用を進めます。

事業名	**②認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症高齢者グループホームについては、事業所の適正な運営のための指導・支援を行います。

事業名	**③高齢者福祉住宅改修事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者福祉住宅改修事業（転倒・骨折予防をはじめとした高齢者の自立支援や、家族介護の負担軽減を目的とした助成事業）については、高齢者が要介護状態に陥らないための予防策として、事業を継続していきます。

事業名	**④高齢者向け住宅等の情報提供と相談対応**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者の独居・生活困窮等の方へ空きアパートの民間資源活用や町営住宅への入居相談などの住まい支援を図ります。 また、サービス付き高齢者向け住宅については、住民ニーズの動向に配慮し、施設整備等の可能性について検討します。

３ 権利擁護の推進

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第１項において、市町村は、国の基本計画に勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

また、本計画、石川町障がい者計画、第６期石川町障がい福祉計画・第２期石川町障がい児福祉計画とその他関連計画との連携を図り、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現のため、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の体制整備を行います。

(1)成年後見制度の利用促進

事業名	**①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築**
区分	継続　拡充　新規
概要	本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度が利用できるよう、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の３つの役割を念頭に、保健・医療・福祉の連携に司法、金融機関を含めた連携の仕組みの構築を段階的に進めます。

事業名	**②中核機関の整備・運営**
区分	継続　拡充　新規
概要	地域連携ネットワークを整備し、協議会を運営するため中核となる機関が必要になります。中核機関の整備・運営に向けて、石川郡５町村と連携し協議を進めます。

事業名	**③地域連携ネットワーク及び中核機関の４つの機能の整備**
区分	継続　拡充　新規
概要	広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の４つの機能について、段階的・計画的に整備していきます。

事業名	**④各種助成制度の整備**
区分	継続　拡充　新規
概要	制度を必要としている人が、経済的理由で利用を断念することがないよう、町長申立以外の場合であっても助成が必要とされる場合に利用できる仕組みづくりに取り組みます。

（2）高齢者虐待防止対策の強化

事業名	**①住民への普及啓発・情報提供**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症や介護が必要な高齢者が増加し、養護者や介護従事者の不適切な関わりにより、高齢者の権利侵害や、生命、健康、生活が損なわれるような事態を招くリスクが高まっています。これらを防止するためには高齢者虐待に対する認識を深めることが重要であることから、広報誌やホームページ等を通じて、普及啓発・情報提供に努めます。

事業名	**②相談時の対応**
区分	継続　拡充　新規
概要	虐待や権利侵害等に関する通報や相談を受けた時には、迅速に関係者によるコア会議を開催し、緊急性の判断から事実確認の方法、支援方法や役割分担について検討し、関係機関との連携を図りながら問題解決までの調整を積極的に行い対応します。

（3）高齢者の消費者被害の防止

事業名	**①消費生活出前講座の活用**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者が悪徳商法等による消費者被害を未然に防止するために、消費生活出前講座を活用し、継続的に注意喚起・普及啓発に努めます。

事業名	**②石川地方消費生活相談室との連携**
区分	継続　拡充　新規
概要	石川地方消費生活相談室と連携を図りながら、消費生活に関する必要な情報提供や相談体制の充実に努めます。

4 災害時支援体制の整備

近年、地震や台風、集中豪雨といった自然災害による被害が増加傾向にあります。高齢者の安全確保に向け、平時から様々な団体・機関等と連携し、災害に備えるとともに、福祉避難所の指定など、災害時に速やかな支援が実施できる体制づくりを推進します。

また、感染症の拡大にも対応できるよう、感染症に対処するための備品の整備や、感染症対応に関する情報共有など、事業所、関係機関等と連携して進めます。

(1)平時における災害への備え

事業名	**①関係機関との情報共有、連携強化**
区分	継続　拡充　新規
概要	平時において、大規模な災害発生を想定した応急対策、防災関係機関との相互の連携強化、さらには住民主体の地域防災力の向上を図ります。

事業名	**②高齢者施設における避難確保計画の作成の支援**
区分	継続　拡充　新規
概要	各福祉施設の防災計画に基づいた訓練等の支援に努めます。

（2）災害時における速やかな支援

事業名	**①福祉避難所の指定**
区分	継続　拡充　新規
概要	災害が発生した場合、防災担当部署等と連携を密にし、福祉避難所の指定・整備、被災後の生活支援体制の整備に努めます。

事業名	**②感染症対策**
区分	継続　拡充　新規
概要	感染症に対処するための備品の整備や、感染症対応に関する情報共有など、事業所、関係機関等と連携して進めます。

施策の方向性3　健康づくり・介護予防の推進のために

1　健康寿命延伸に向けた取組みの推進

長寿化が進む中、健康寿命を延ばすことが非常に重要です。町ではこれまで、生活習慣病予防のための健康相談や、自立した日常生活を送るための運動教室などを通じて、健康寿命の延伸に努めてきました。

また、高齢になっても地域の中で生きがいや役割を持って生活ができ、要介護状態にならないよう、自立支援や重度化防止に向けて、活動の機会や集まる場づくりの支援の充実を図ります。

(1)健康づくりの推進

事業名	**①生活習慣病予防のための健康相談、健康教育の充実**
区分	継続　拡充　新規
概要	生涯を通して心身ともに健康であるためには、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、若い年代から望ましい生活習慣を身につけ実践し、発病予防に努めることが大切です。

事業名	**②運動習慣の定着化と継続支援**
区分	継続　拡充　新規
概要	単なる寿命の延伸だけでなく、日常生活を自立して送れる「健康寿命の延伸」に向けて、貯筋クラブや水中エクササイズ教室、男性のための運動教室などを開催し、運動機能の向上、運動習慣の定着化を図ってきました。また、地域で健康づくりを推進する運動サポーターの活動を支援し、広く健康づくりの推進に取り組んでいます。健康づくりへの意識が向上し、自主的に取り組むことにつながっていることから、運動教室などを継続して実施していく必要があります。

事業名	**③健康診査、がん検診、保健指導の実施**
区分	継続　拡充　新規
概要	生活習慣病の発症予防と重症化予防に、健康診査の実施や未受診者対策と受診勧奨を行うとともに、健診結果に基づいた個別の保健指導や家庭訪問等を実施し、予防の強化に努めていますが、高血圧やメタボリックシンドローム該当者が多い状況にあります。今後も重症化を予防するために、医療や健診等の情報を把握し、データを分析したうえで、保健師・栄養士等が医療機関等と連携しながら、個別指導や個別訪問を行います。

事業名	**④社会参加の促進**
区分	継続　拡充　新規
概要	意欲のある高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう関係団体等と連携し、学習活動などの機会や学び合いの仲間づくりの場を提供し、社会参加ができる環境づくりを推進します。

事業名	**⑤健康ポイント事業の促進**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者を含む町民の健康づくりへの関心を高めるきっかけづくりに向けて、県事業である『ふくしま健民パスポート（健民カード）事業』と町事業の『健康ポイント（いしかわマイレージカード）事業』を活用し、運動習慣や食生活の改善を図ります。

（2）自立支援･重度化防止の推進

事業名	**①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者の閉じこもりや孤立を予防するため、住民主体で実施している地区ミニデイサービスや、自分で通い集まれる場である地域サロンの充実を図っています。 また、要介護状態の原因となる「骨折・転倒」「脳血管疾患」「認知症」等を予防するために、運動の習慣化や栄養状態の改善、歯と口腔ケアに関する知識や情報を提供していきます。自ら介護予防活動ができる高齢者を増やし、地域の中での気にかけ合い・見守り合い・支え合いの機能を強化し、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。 また、高齢者の筋力低下、活動低下、低栄養などがきっかけで介護が必要な状態となるフレイル（高齢期の虚弱）の予防・改善のため、医療・介護・健診情報を活用し、地域の健康課題を分析したうえで、支援が必要な高齢者を把握し、専門職の視点から効果的な支援行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

事業名	**②地域リハビリテーション活動支援事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	地域における介護予防の取組強化のために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。 引き続きリハビリ専門職が関与し、介護に携わる関係者の自立支援に資するケアマネジメント力向上や、福祉用具等の適切な利用の仕方、地域でリハビリテーションを継続するための動機付けや居場所への助言・指導を行います。 また、介護保険制度の理念である「自立支援」の理解に向けて、住民講演会や広報等を活用し、本人・家族・地域全体の意識改革を図ります。

施策の方向性4　地域包括ケアの深化・推進のために

1　地域包括支援センターの基盤整備

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関です。令和元年度より、地域包括支援センターを社会福祉協議会へ委託しました。

今後も引き続き、地域包括ケアシステムの中核を担う機関としての機能が果たせるよう、業務内容については随時協議を行うとともに、地域課題の共有や検討を行い、困難ケースにおいては、協同で対応できる体制の充実を図ります。

地域包括ケアシステムの実現に向け、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策形成の５つの機能を持つ地域ケア会議を開催し、地域住民の生活の安心・安全と生活の質の向上、自立支援の推進を図ります。

また、地域包括支援センターの効果的、効率的な運営と機能強化に向けて、連携体制の整備、点検評価に関する事業を実施します。

(1)地域包括支援センターの機能強化

1)包括的支援事業

包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等）の更なる充実を図ります。

事業名	**①総合相談支援事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、独居高齢者等の実態把握のための訪問、支援を必要とする人の掘り起こし、適切な支援の調整を行います。 また、保健・医療・介護・福祉等の総合相談窓口として、住民からの相談に対応し、適切な支援、機関・制度へのつなぎや調整、経過確認等を行います。

事業名	**②地域ネットワークづくりの促進**
区分	継続　拡充　新規
概要	身近な住民同士の気にかけ合い・見守り合い・支え合いのつながりを強め、困っている人を見落とさない、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。 地区の活動への支援、関係機関の調整を行います。

事業名	**③権利擁護事業**
区分	継続　拡充　新規
概要	認知症等により判断能力の低下がある方への成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待・消費者被害の防止及び早期発見・早期対応のための業務を行います。

事業名	**④包括的・継続的ケアマネジメント**
区分	継続　拡充　新規
概要	高齢者の心身の状態や生活環境の変化に応じて、主治医や介護支援専門員など様々な職種が連携して、適切な支援を提供できる体制の構築を図ります。 また、介護支援専門員や介護スタッフからの相談に応じ、安心して業務を継続できるための支援を行います。

2)任意事業

地域の実情とニーズに応じて、家族介護者支援事業、認知症高齢者見守り事業、認知症サポーター養成講座、福祉用具・住宅改修支援事業等の任意事業を実施します。

3)その他連携体制の整備、運営、点検評価に関する事業

事業名	**①保険者との連携**
区分	継続　拡充　新規
概要	保険者が主体となって実施する在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合事業等への協力や定期的な連絡調整など、保険者との綿密な連携のもと活動できるよう、体制の整備に努めます。

事業名	**②地域包括支援センター運営協議会の開催**
区分	継続　拡充　新規
概要	地域包括支援センター運営協議会の開催により、機能強化を図ります。

事業名	**③地域包括支援センター業務の点検・評価の実施**
区分	継続　拡充　新規
概要	地域包括支援センターの業務内容の定期的な点検・評価を実施し、効果的・効率的な運営を図ります。

（2）地域ケア会議の充実

事業名	**①個別ケース地域ケア会議**
区分	継続　拡充　新規
概要	多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援と、そこで検討された有効な手法や地域課題の共有により、関係者全体のスキル向上と連携強化が図れるよう、地域包括支援センターによる個別ケース地域ケア会議の開催を支援します。

事業名	**②自立支援型地域ケア会議**
区分	継続　拡充　新規
概要	自立支援型地域ケア会議を開催し、多職種による自立支援・介護予防の観点から、要支援者等の生活行為の課題解決や状態改善に導き、高齢者の自立の促進と生活の質の向上を図ります。また、モニタリング会議を開催し、取組み状況の確認を行っていきます。

事業名	**③地域ケア推進会議**
区分	継続　拡充　新規
概要	地域包括支援センター等で把握された地域課題を解決するために、地域づくりや資源開発に向けた政策形成のための地域ケア推進会議を開催し、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

2 福祉･介護人材の確保及び育成･定着支援

計画を確実に推進するために、高齢者を支える福祉人材の確保は重要な要素となります。特に介護サービスの需要が拡大する中、介護サービスの提供に直接携わる人材の確保が課題となっています。

人材確保関係事業所等と連携を図り、課題解決に向けた検討を進めるとともに、介護従事者が、やりがいと誇りを持って就労できる環境づくりを支援します。

また、福祉・介護の仕事への理解が深まるように努めるほか、介護者の離職防止や職場復帰するための支援・情報提供等を行います。

事業名	**①介護従事者の確保への支援**
区分	継続　拡充　新規
概要	介護従事者の確保への支援として、平成 31 年より、介護職員初任者研修受講料の助成を開始しました。特に介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を地域包括支援センターと連携して行います。 高齢者福祉施策や介護保険制度についての理解を深めるための研修や情報交換の場を設置し、専門知識の共有や技術などのレベルアップを目指します。

施策の方向性5　介護サービスの持続的な提供のために

1　介護保険事業の推進

介護保険制度の健全運営には、介護認定の適正化やケアマネジメントの適正化等利用者が必要としているサービスを適切に提供できることが重要です。

第８期介護保険事業計画においては、国の示した「第５期介護給付適正化計画」に基づき、市町村の独自目標を設定することとしています。今後、この計画に基づき、給付の適正化を図るとともに、事業者への指導・監査を通じて、事業所の適正な運営と、サービスの質の維持・向上に向けた取組みを支援します。

(1)給付の適正化

事業名	**①要介護認定の適正化**
区分	継続　拡充　新規
概要	認定調査票の全件点検を継続的に行い、特記事項と調査項目の精度を維持します。

事業名	**②ケアマネジメントの適正化**
区分	継続　拡充　新規
概要	要介護者や要支援者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の点検を行い、自立した日常生活を営むために必要なサービスの適正化を図ります。

事業名	**③サービス提供体制及び報酬請求の適正化**
区分	継続　拡充　新規
概要	介護給付の適正化を図り、不適切な給付の削減に努め、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するとともに、持続可能な介護保険制度の構築を進めます。

(2)事業者への指導･監査の強化

事業名	**①事業所への指導・監査**
区分	継続　拡充　新規
概要	事業者に対する指導監督を通して、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させるとともに、介護保険制度の持続可能性を高めます。また、各事業所や介護支援専門員の育成支援を図ります。

(3)苦情相談体制の整備

事業名	**①苦情相談体制の整備**
区分	継続　拡充　新規
概要	介護保険事業で提供されるサービス内容や事業者・施設等に関する苦情相談について、適切に対応します。更に国保連合会やサービス事業所と連携を図り、苦情の円滑な解決と再発防止に努めます。

第5章　介護保険事業の推進

第1節　居宅サービス

(1)訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）の利用もできます。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	1,544	1,572	1,728	1,579	1,593	1,557	1,520	1,507
	人／月	98	107	113	88	89	88	86	85
実績値	回／月	1,407	1,342	1,336	―	―	―	―	―
	人／月	88	89	81	―	―	―	―	―

※平成 30 年度～令和２年度の計画値は年間計のものを月当たりに修正、令和２年度実績は見込み（以下同様）。

(2)訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	57	63	63	38	48	48	48	38
	人／月	11	11	11	8	10	10	10	8
実績値	回／月	40	38	32	―	―	―	―	―
	人／月	11	9	6	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	回／月	0	0	0	―	―	―	―	―
	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

(3)訪問看護

疾病等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	378	384	386	317	328	317	317	304
	人／月	75	77	77	65	67	65	65	62
実績値	回／月	292	280	254	―	―	―	―	―
	人／月	68	63	60	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	17	22	27	3	3	3	3	3
	人／月	5	5	5	1	1	1	1	1
実績値	回／月	10	3	0	―	―	―	―	―
	人／月	3	1	0	―	―	―	―	―

(4)訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	30	30	30	41	41	41	41	41
	人／月	2	2	2	6	6	6	6	6
実績値	回／月	35	43	26	―	―	―	―	―
	人／月	5	5	4	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	12	12	12	2	2	2	2	2
	人／月	1	1	1	1	1	1	1	1
実績値	回／月	1	0	0	―	―	―	―	―
	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

(5)居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	59	61	61	54	54	50	52	48
実績値	人／月	49	48	45	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	1	1	1	1	1	1	1	1
実績値	人／月	2	1	0	―	―	―	―	―

(6)通所介護

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを行います。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	2,375	2,502	2,628	2,756	2,773	2,702	2,632	2,458
	人／月	260	270	270	278	280	274	268	253
実績値	回／月	2,374	2,368	2,319	―	―	―	―	―
	人／月	257	260	251	―	―	―	―	―

(7)通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	274	253	301	258	273	265	264	238
	人／月	34	37	40	30	32	31	31	28
実績値	回／月	234	231	227	―	―	―	―	―
	人／月	32	31	27	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	5	5	4	10	10	9	9	10
実績値	人／月	9	9	9	―	―	―	―	―

(8)短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	日／月	915	937	1,013	1,109	1,123	1,091	1,109	1,064
	人／月	74	74	74	91	92	90	91	88
実績値	日／月	978	1,115	1,143	―	―	―	―	―
	人／月	88	98	87	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	日／月	10	10	10	5	5	5	5	5
	人／月	1	1	1	1	1	1	1	1
実績値	日／月	15	1	0	―	―	―	―	―
	人／月	1	0	0	―	―	―	―	―

(9)短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、医療上のケアを含む介護や、日常生活上の支援を行います。

【老健】

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	日／月	465	615	780	221	259	241	253	253
	人／月	24	25	28	16	19	18	18	18
実績値	日／月	301	270	122	―	―	―	―	―
	人／月	19	16	11	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	日／月	10	10	10	0	0	0	0	0
	人／月	2	2	2	0	0	0	0	0
実績値	日／月	0	0	0	―	―	―	―	―
	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

【病院等】

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	日／月	6	6	10	0	0	0	0	0
	人／月	1	1	1	0	0	0	0	0
実績値	日／月	0	0	0	―	―	―	―	―
	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	日／月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	日／月	0	0	0	―	―	―	―	―
	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

(10)福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	257	258	261	271	275	268	269	256
実績値	人／月	262	252	248	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	32	31	30	37	38	37	37	35
実績値	人／月	40	33	39	―	―	―	―	―

(11)特定福祉用具購入

入浴・排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	6	6	6	6	6	6	6	6
実績値	人／月	6	5	7	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	1	1	1	3	3	3	3	3
実績値	人／月	1	1	2	―	―	―	―	―

(12)住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合、費用を支給します。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	6	6	6	4	4	4	4	4
実績値	人／月	4	4	3	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	2	2	2	3	3	3	3	3
実績値	人／月	2	2	3	―	―	―	―	―

(13)特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などを行います。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	1	2	3	12	12	12	12	12
実績値	人／月	1	3	9	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	0	0	0	1	1	1	1	1
実績値	人／月	0	1	0	―	―	―	―	―

(14)居宅介護支援、介護予防支援

自分に合った介護サービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

また、要支援１・２と判定された方には、介護予防サービス計画を作成します。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	457	467	475	451	454	442	438	413
実績値	人／月	451	453	441	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	31	31	31	49	46	46	45	46
実績値	人／月	48	41	44	―	―	―	―	―

第2節　地域密着型介護（予防）サービス

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて 24 時間随時対応を行うサービスです。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	1	1	1	1	1	1	1	1
実績値	人／月	1	1	1	―	―	―	―	―

（2）夜間対応型訪問介護

24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行うサービスです。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

(3)認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。

第８期計画では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の建設を予定しており、18 床増加する見込みです。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	回／月	0	0	0	—	—	—	—	—
	人／月	0	0	0	—	—	—	—	—

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	回／月	0	0	0	—	—	—	—	—
	人／月	0	0	0	—	—	—	—	—

(4)小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	32	32	33	26	25	24	23	22
実績値	人／月	19	16	26	—	—	—	—	—

予防給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	0	0	0	1	1	1	1	1
実績値	人／月	0	2	13	—	—	—	—	—

(5)認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	18	18	20	16	34	34	34	34
実績値	人／月	16	16	16	―	―	―	―	―

予防給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

(6)地域密着型特定施設入居者生活介護

入所定員 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入所する方のための介護サービスです。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

(7)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

(8)看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスを提供します。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟なサービスが受けられるようになります。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	3	5	5	0	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0	―	―	―	―	―

(9)地域密着型通所介護

入所定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行います。

石川町老人デイサービスセンター長生園（地域密着型通所介護）については、近年利用定員に満たない状況が続いていることから、今後は施設運営のあり方について検討を進めます。

介護給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	回／月	805	894	979	769	739	710	703	694
	人／月	81	81	82	79	76	73	72	71
実績値	回／月	633	646	662	―	―	―	―	―
	人／月	75	74	72	―	―	―	―	―

第3節　施設サービス

(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活上介護や療養上の世話を行うサービスです。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	120	120	120	125	125	125	125	125
実績値	人／月	127	125	125	―	―	―	―	―

(2)介護老人保健施設

病状が安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	85	85	85	85	85	85	84	78
実績値	人／月	87	83	82	―	―	―	―	―

(3)介護療養型医療施設(介護医療院)

急性期の治療を終えた、長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどを行います。

これまでの介護療養型医療施設（医療病床）は平成 30 年３月をもって廃止される予定でしたが、廃止期限が６年間延長されることになりました。介護療養型医療施設は、この間に順次、介護医療院に移行していくこととなります。

介護給付	単位	第７期			第８期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	人／月	２（1）	１（2）	１（2）	７（0）	７（0）	７（0）	０（7）	０（7）
実績値	人／月	４（0）	７（0）	７（0）	―	―	―	―	―

第4節　地域支援事業費

(1)介護予防・日常生活総合支援事業

単位 千円	第７期			第８期			中期	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	49,000	50,000	50,000	51,821	51,910	52,135	25,124	20,210
実績値	50,426	50,015	51,733	―	―	―	―	―

(2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費

単位 千円	第７期			第８期			中期	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	40,000	42,000	44,000	31,743	32,061	32,381	30,902	24,364
実績値	26,302	27,880	31,429	―	―	―	―	―

(3)包括的支援事業(社会保障充実分)

単位 千円	第７期			第８期			中期	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	―	―	―	3,149	3,180	3,212	3,128	3,128
実績値	2,837	2,918	3,118	―	―	―	―	―

(4)合計

単位 千円	第７期			第８期			中期	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	89,000	92,000	94,000	86,713	87,151	87,728	59,154	47,703
実績値	79,564	80,814	86,279	―	―	―	―	―

※千円単位で四捨五入を行うため、合計が一致しない場合もあります。

第5節　市町村特別給付事業

(1)おむつ券の支給

市町村特別給付事業は、介護保険制度の中で市町村が実情に合わせて独自にサービスを定めることができるものです。

本町では居宅サービスと施設サービスの格差を是正し、要介護者の生活の質の向上と介護者の負担軽減を図ることを目的として、紙おむつ購入費について市町村特別給付として実施しています。

対象者 （支給要件）	・要介護認定を受けた者 ・在宅において、紙おむつを使用している者。ただし、１月の２分の１以上の期間において短期入所生活（療養）介護を受けている者は除く。 ・保険料を滞納していない者
利用額 （１か月）	・要介護３以上　　3,000 円 ・要介護１～２　　1,500 円 支給基準日は、前期分は３月１日現在、後期分は９月１日現在の介護度を基準とする。

単位 千円	第７期			第８期			中期	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
実績値	6,532	6,367	5,820	―	―	―	―	―

第6節　給付費と保険料の設定

(1)給付費の推計

第８期計画期間中及び中期的なサービス給付費の見込みは次の通りです。

１．介護予防サービス

単位：千円

	第８期			中期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
（1）介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	143	143	143	143	143
介護予防訪問リハビリテーション	70	70	70	70	70
介護予防居宅療養管理指導	125	125	125	125	125
介護予防通所リハビリテーション	4,183	3,965	3,700	3,700	3,965
介護予防短期入所生活介護	385	385	385	385	385
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,989	3,074	2,989	2,989	2,819
特定介護予防福祉用具購入費	807	807	807	807	807
介護予防住宅改修	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868
介護予防特定施設入居者生活介護	1,129	1,130	1,130	1,130	1,130
（2）地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,029	1,030	1,030	1,030	1,030
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
（3）介護予防支援	2,672	2,510	2,510	2,456	2,510
合計	16,400	16,107	15,757	15,703	15,852

２．介護サービス

	第８期			中期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
（1）居宅サービス					
訪問介護	58,332	58,834	57,435	56,019	55,550
訪問入浴介護	5,534	6,963	6,963	6,963	5,537
訪問看護	20,400	21,120	20,411	20,420	19,604
訪問リハビリテーション	1,480	1,481	1,481	1,481	1,481
居宅療養管理指導	3,922	3,924	3,629	3,790	3,494
通所介護	271,150	272,781	265,102	257,579	238,824
通所リハビリテーション	25,441	26,476	25,413	25,631	22,937
短期入所生活介護	110,848	112,473	108,950	110,910	106,306
短期入所療養介護（老健）	28,210	33,164	30,885	32,404	32,404
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	45,029	45,760	44,241	44,918	42,604
特定福祉用具購入費	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643
住宅改修費	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740
特定施設入居者生活介護	27,249	27,265	27,265	27,265	27,265
（2）地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,268	3,270	3,270	3,270	3,270
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	85,375	82,527	79,329	78,270	76,702
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	68,692	66,999	64,015	60,554	55,841
認知症対応型共同生活介護	49,216	106,213	106,213	106,213	106,213
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
（3）施設サービス					
介護老人福祉施設	397,255	397,475	397,475	397,475	397,475
介護老人保健施設	281,178	281,334	281,334	279,704	258,617
介護医療院	0	0	0	28,560	28,560
介護療養型医療施設	28,545	28,560	28,560		
（4）居宅介護支援	77,784	78,389	76,193	75,459	70,248
合計	1,595,291	1,661,391	1,634,547	1,623,268	1,559,315

３．総給付費

	第８期			中期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付費＋予防給付費（合計）	1,611,691	1,677,498	1,650,304	1,638,971	1,575,167

（2）保険料の算定

①保険料の算定方法

第８期計画期間の３年間の介護保険給付費を見込み、第１号被保険者が負担する介護保険料を設定します。

■第８期計画期間の介護保険料の算定方法

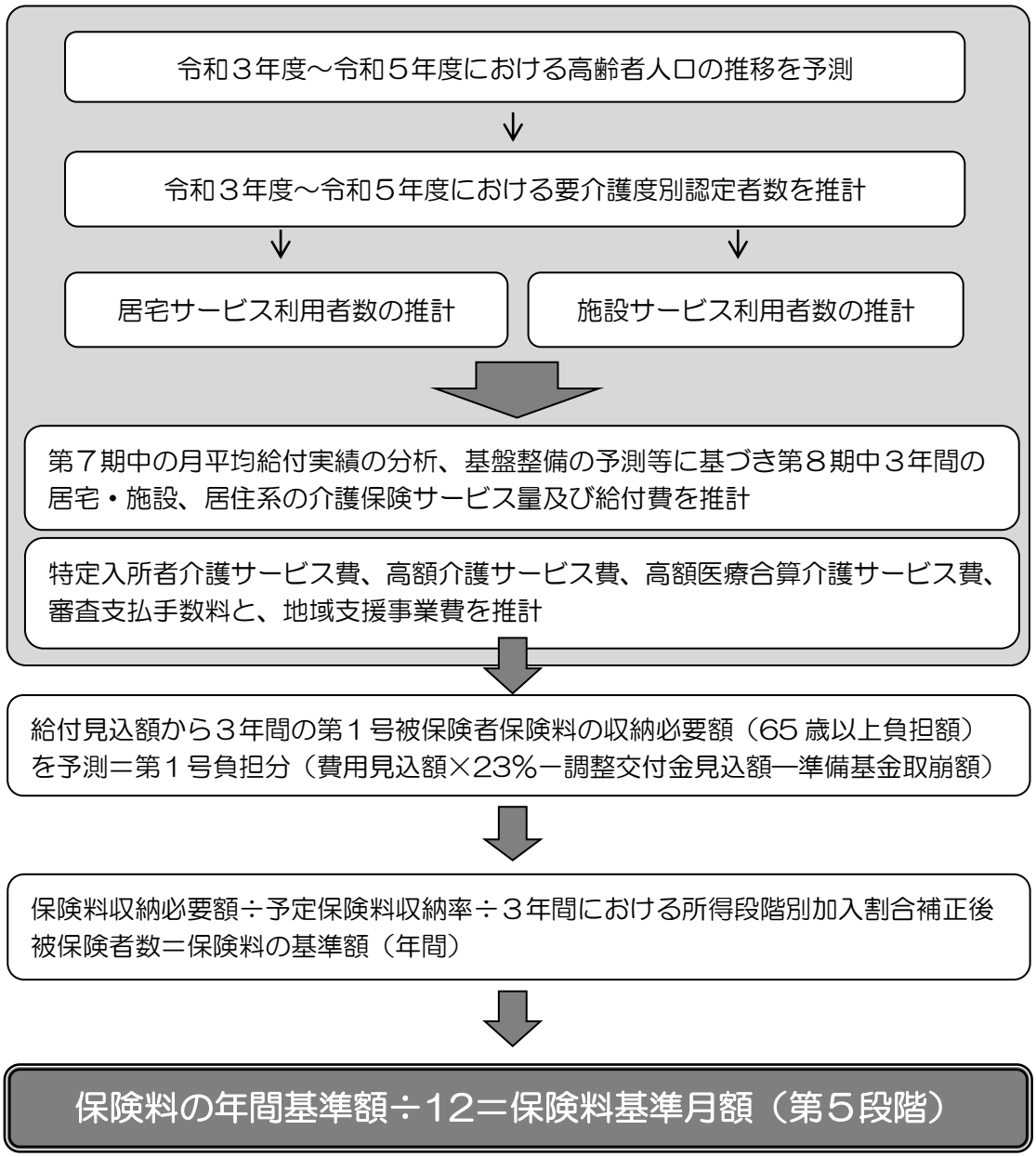

②保険料の算定

第８期介護保険事業計画期間の保険料基準月額及び基準年額は、次の通りとなります。

■介護保険料の算定

区分	３年間合計	
標準給付費見込額	5,211,492,270 円	
地域支援事業費	261,591,109 円	
合　　計	5,473,083,379 円	
第１号被保険者負担分相当額（合計の 23%）	1,258,809,177 円	
調整交付金相当額（5%）	268,367,857 円	
調整交付金見込交付割合	３年間平均　6.17%	
後期高齢者加入割合補正係数	３年間平均　0.9695	
所得段階別加入割合補正係数	３年間平均　0.9789	
調整交付金見込額	331,156,000 円	
調整交付金相当額	268,367,857 円	
市町村特別給付費等	19,355,030 円	
準備基金取崩額	140,000,000 円	
保険料収納必要額	1,075,376,064 円	
予定保険料収納率	98.90%	
保険料調定必要額	1,063,546,927 円	
３年間の段階別第１号被保険者数合計（16,493 人）	第１段階	2,240 人
	第２段階	1,312 人
	第３段階	1,180 人
	第４段階	2,993 人
	第５段階	3,386 人
	第６段階	2,506 人
	第７段階	1,675 人
	第８段階	666 人
	第９段階	346 人
	第 10 段階	189 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	16,162 人	
保険料基準月額（第５段階）	5,600 円	
保険料基準年額（第５段階）	67,200 円	

(3)保険料の設定

本町においては、所得に応じた負担を考慮し第８期計画期間では所得段階を 10 段階とします。

■本計画期間の所得段階及び所得段階別保険料額

段階	対象者	合計所得金額	基準額に対する割合	保険料（円）	
				年額	月額
第１段階	生保・老齢福祉年金受給者・住民税世帯非課税	※80 万円以下	×0.50	33,600	2,800
第２段階	住民税世帯非課税	※80 万円超 120 万円以下	×0.75	50,400	4,200
第３段階	住民税世帯非課税	※120 万円超	×0.75	50,400	4,200
第４段階	住民税課税世帯で本人非課税	※80 万円以下	×0.90	60,480	5,040
第５段階	住民税課税世帯で本人非課税	※80 万円超	×1.00	67,200	5,600
第６段階	住民税本人課税	120 万円未満	×1.20	80,640	6,720
第７段階	住民税本人課税	120 万円以上 210 万円未満	×1.30	87,360	7,280
第８段階	住民税本人課税	210 万円以上 320 万円未満	×1.50	100,800	8,400
第９段階	住民税本人課税	320 万円以上 500 万円未満	×1.70	114,240	9,520
第 10 段階	住民税本人課税	500 万円以上	×1.90	127,680	10,640

※公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額

第6章　計画の推進

第1節　計画の推進体制及び進行管理

1　計画の推進体制の整備

高齢者保健福祉施策全体の円滑な推進に向けて、行政関係各課、保健・福祉・医療の関係機関、サービス事業所、住民などが緊密に連携して計画を推進します。

2　計画の進行管理と点検･評価

第８期計画では、各年度において達成状況を点検・評価し、その結果をもとに、事業の改善等を行い、より実効性のあるものにしていきます。

高齢者の自立支援や在宅生活の継続が推進されているか、在宅サービスと施設サービスのバランスがとれているか等の介護保険事業計画の実施状況を分析し、進行を客観的に管理していきます。

計画の進捗状況やサービス利用状況等を定期的に把握し、計画策定と同様に町民の意見を反映させながら、進行管理を進めます。

なお、第三者評価として、石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定委員会において計画に定めた内容について調査・点検を実施し、施策の進行管理、評価等を行います。

資料編

1　石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定委員会設置規則

平成 11 年６月 30 日
規則第５号

（設置）

第１条　この委員会は，介護保険法第 117 条に基づく石川町介護保険事業計画及び老人福祉法第 20 条の８に基づく石川町高齢者保健福祉計画を作成するため，石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は，石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画について審議する。

（組織）

第３条　委員会は，15 名以内の委員をもって組織する。

２　委員は，保健，医療，福祉分野の関係者並びにその他必要な各団体，機関の関係者及び被保険者から町長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は３年とする。ただし，委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（役員）

第５条　委員会に，委員長及び副委員長１名を置き，委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は，委員会の事務を統括する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は，必要に応じて委員長が招集する。

２　委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は，会議の内容により必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見又は説明を聴くことができる。

（検討委員会）

第７条　委員会に検討委員会を置く。

２　検討委員会委員は，町職員の中から町長が任命し，計画に盛り込むべき内容等を調査及び検討し，関係部局間の意見調整を図る。

（事務局）

第８条　委員会の事務局は，福祉担当課内に置く。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年規則第２号）

この規則は，公布の日から施行する。

２ 石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定検討委員会設置要綱

平成１１年６月３０日
要綱第１０号

（設置）
第１条　石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画の作成にあたり，これら計画に盛り込むべき内容等を調査及び検討するとともに，関係部局間の意見調整を図るため，石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。
（所掌事項）
第２条　検討委員会の所掌事項は，次のとおりとする。
（１）　石川町介護保険事業計画に関すること。
（２）　石川町高齢者保健福祉計画に関すること。
（３）　被保険者資格に関すること。
（４）　介護保険給付に関すること。
（５）　保険料の設定に関すること。
（６）　条例等の制定に関すること。
（７）　各関係課間の意見調整に関すること。
（８）　その他必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　検討委員会は，推進会議及び作成調整会議とする。
２　推進会議は，副町長，総務課長，企画商工課長，税務課長，町民課長及び保健福祉課長をもって構成し，委員長に副町長を充てる。
３　作成調整会議は，保健福祉課長及び前項に規定する関係課の担当係長をもって構成し，委員長に保健福祉課長を充てる。
（職務）
第４条　推進会議及び作成調整会議の委員長は，各会議の事務を統括する。
（会議）
第５条　推進会議及び作成調整会議は，各委員長が必要に応じて招集し，委員長が会議の議長となる。
２　委員長は，会議の内容により必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見又は説明を聞くことができる。
（事務局）
第６条　検討委員会の事務局は，福祉担当課内に置く。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか，検討委員会の運営に際し必要な事項は，別に定める。

3 石川町介護保険事業計画及び石川町高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

［ 任期：令和５年３月 31 日まで ］

	団　体　等	役　職	氏　　名	備　　考
1	石川郡医師会	会　長	田　畑　　裕	策定委員会委員長
2	石川町社会福祉協議会	評議員	関 根　正 明	
3	石川町民生児童委員協議会	会　長	國　井　　明	
4	石川町健康づくり推進協議会	会　長	鈴 木　后 世	策定委員会副委員長
5	石川町長寿会	会　長	郷　　泰　隆	
6	特別養護老人ホームさくら荘	施設長	塩田　大士郎	
7	石川町立養護老人ホーム長生園	園　長	吉 田　純 治	
8	石川郡薬剤師会	会　長	菅 野　欣 吾	
9	石川町介護相談員	代　表	矢内　夕カ子	
10	介護支援専門員	代　表	緑 川　貴 志	
11	介護保険第１号被保険者	代　表	大竹　喜代子	
12	介護保険第２号被保険者	代　表	遠 沢　幸 恵	

4 策定経過

時期	事項	内容
令和２年 ２月 28 日～ ３月 13 日	石川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施	・石川町の 65 歳以上の町民 2,000 人を対象にアンケート調査を実施
10 月 29 日	第１回策定委員会	・第７期介護保険事業計画の進捗状況について ・第８期介護保険事業計画の策定について
令和３年 １月 28 日	第２回策定委員会	・高齢者保健福祉計画及び第８期介護保険事業計画（案）について
２月２日～ ２月 15 日	パブリックコメント	・高齢者保健福祉計画及び第８期介護保険事業計画（案）に対する町民意見募集を実施
２月 18 日	第３回策定委員会	・高齢者保健福祉計画及び第８期介護保険事業計画策定について

石川町高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画

発行日　令和３年３月
発　行　石川町
編　集　保健福祉課

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の４
TEL：0247-26-9124
FAX：0247-26-4148